行 政 視 察 報 告 書

平成25年5月

総務企画常任委員会

- 視察実施日 平成25年5月15日~16日
- 視 察 先

東京都多摩市 (公契約条例·自治基本条例) 神奈川県相模原市 (公契約条例)

■多摩市調査事項

「多摩市公契約条例について」

- ① 条例制定に至る経緯
- ② 条例案提出についての理事者、議会の対応
- ③ 条例制定後の落札率について
- ④ 入札業者の反応について
- ⑤ 市民の反応について
- ⑥ 実施に当たっての事務作業量の増減について
- ⑦ 条例制定後の効果と問題点についての課題

「多摩市自治基本条例について」

① 実施後の市民の変化と効果について

■相模原市調査事項

「相模原市公契約条例について」

- ① 条例制定に至る経緯
- ② 条例案提出についての理事者、議会の対応
- ③ 条例制定後の落札率について
- ④ 入札業者の反応について
- ⑤ 市民の反応について
- ⑥ 実施に当たっての事務作業量の増減について
- ⑦ 条例制定後の効果と問題点についての課題

■視察議員

委員長 村井公平八字 上 田 西 秀雄 世 田 田 勝 樹 古 土 武 司 委員 本 委員 本 貴 山上武司

理事者 野添昭子(総務部長)

随行 西村敦子(議会事務局長補佐)

多摩市

1 市の概要

· 市制施行年月日 昭和 4 6 年 1 1 月 1 日

· 人 口 1 4 5 , 9 5 0 人 (平成25年4月1日現在)

· 世 帯 数 67,092世帯

•面積 21.08 km²

2 行財政状況

【平成25年度当初予算】

一般会計 50,527,000千円

特別会計 29,262,439千円

合 計 79,789,439千円

- 3 多摩市「公契約条例」の取組概要
 - ① 目的

平成22年現市長の選挙公約に「公契約条例の制定」を掲げ、当選する。市発注の工事・委託等に携わる労働者の賃金、労働条件の低下を防止することで、労働者の生活安定、事業者の適正な競争による経営の安定、市民は安全かつ良質なサービスの享受ができる。併せて、「公共サービス基本条例」を制定することにより、公共サービスの質を向上させることを目指すことで、官製ワーキングプアーのない豊かな地域づくりを実現させることを目的としている。

②主な取組経緯

平成22年10月 多摩市公契約制度調查検討委員会設置

組織 副市長他部長6名 計7名

平成22年10月~平成23年8月 4回開催

検討内容 ①先進地視察(野田市、川崎市)

- ②先進地を参考に公契約条例の素案を作成
- ③事業者アンケートの実施による意見聴取

事業者のアンケート結果

賛成46% 反対13% わからない39%

平成23年8月 多摩市公契約条例制度に関する審査委員会設置 構成委員 弁護士1名・労働者団体2名・事業者代表2名 平成23年8月~平成23年10月(5回開催)

検討内容 ①公契約制度の条例案に関すること

②公契約制度の条例の施行についての重要事項に関

すること

平成23年9月 公契約条例制定に向けたパブリックコメント実施

平成23年9月 9月議会 総務常任委員会に進捗状況報告

平成23年10月 事業者懇談会 建設協力会参加者30名

平成23年11月 議会総務常任委員会との公契約条例検討会を実施。

平成23年12月 12月21日全会一致で可決。12月22日条例施行。

平成24年1月 多摩市公契約審議会設置

構成委員 弁護士1名·労働者団体代表2名·事業者代表2名 任 期 2年

検討内容 ① 労務報酬下限額等諮問

②公契約条例に係る重要事項

平成24年1月31日 平成24年度労務報酬下限額の市長決定 審議会からの答申を踏まえ、労務報酬下限額903円 (委託・指 定管理)、平成23年度公共工事設計労務単価の90%以上(工事 等)。現在最低賃金は850円となっている。

平成24年1月 公契約条例本格実施

- ③公契約条例の対象
 - ·工事請負契約(予定価格5千万円以上)
 - ・業務委託契約 (予定価格1千万円以上で一定の業種・種目 のもの)
 - ・公の施設の指定管理(市内8箇所の施設)
 - ・その他に市長が特に必要と認めるもの
- ④適正な賃金・労働条件

受注者、下請業者に雇用されている労働者、派遣労働者、一人 親方まで適用とする。

⑤受注者の義務

労働者に支払った賃金が、市が定める労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分を労働者に支払わなければならない。業務委託や指定管理では、受注者が変更になった場合も継続雇用希望者には特段の事情がない限り雇用に努めなければいけない。

⑥条例違反の場合

受注者や受注関係者が市の命令に従わなかったり、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたときは、当該契約を解除し、公表をする。ただし、実施後まだ内部告発事項は発生していない。また市からも受注者を抽出して立ち入り検査などはしない。

- ⑦公契約条例の特徴
 - ・工事に対して一人親方を対象と明記している。
 - ・工事に関して、熟練労働者とそれ以外に分け、熟練労働者の割合は80%以上としている。

- ・委託の対象範囲が広い。
 - 対象金額 工事5千万円以上、委託1千万円以上 それぞれの予算総額の50%を目安に設定している。
- ・業務委託、指定管理では60歳以上は対象外。
- ・継続雇用に努めることを明記した。
- ・労務台帳に賃金は記載せず年3回提出させる。(プライバシー 保護、事業主・市の事務負担の軽減)
- ・公契約条例の施行状況については、労使双方の代表者が入った 公契約審議会で検証を行い、改善を図っていく。
- ・平成24年4月から公契約条例と総合評価方式の本格実施
- ⑧公契約条例の現状
 - · 平成24年度実績

ア 予定価格 5 千万円以上の工事請負契約 6 件イ 予定価格 1 千万円以上の業務委託契約 48件ウ 指定管理 6 件

⑨今後の課題

- ・多摩市公契約条例は、市と受注者が相互に対等平等な関係にあることを前提としている。
- ・労務台帳作成の事務負担や高齢者(60歳以上は対象労働者の範囲外)、障害者の取り扱い、公契約対象・対象外による賃金の不整合などによる事業者の声がある。発注者と受注者の関係のもと実施していく。確認をするときは「たれこみ方式」という労働者からの通告により立ち入り調査を行う。
- ・公契約条例の一番の目的は、条例を活用して、よりよい社会を つくり上げていくことであり、そのためには、職員及び事業者 が公契約制度をしっかり理解しすることが大切。当面は制度の 周知と理解に重点を置いた取り組みを進めていく。
- ・業者は基本的には市内業者としている。
- ・市からみた効果については目に見えるものではなく、まだ検証ができていない。

4 多摩市自治基本条例について

2000年に市民ワークショップを立ち上げ、それに先立ち立ち上げた市職員プロジェクトチームと並行して進め、共有できるところは共有し、ワークショップや情報交換を行い、お互いの立場を踏まえ議論を交わしてきた。最終的に2002年6月に市長への提言書を提出し、自治基本条例の案がまとまった。その後庁内での検討、議会との調整を経て平成16年3月に条例制定された。

①自治基本条例制定の過程のなかでは、特に団体自治と混同すると

- ころの議論はあったが、制定後、制定前含めて具体的には大きな 混乱はなかった。
- ②多摩市での市民の定義は、市内に居住する者、働く者及び学ぶ者 並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等としている。
- ③市民の義務を柔らかく表現してある。
- ④本会議では全会一致で可決となったが、事前の議員協議会では問題点等について喧々諤々の激しい議論があった。17年経過して、 参画も重ね、実績もあるので現在は特に問題はない。
- ⑤成果と課題について
 - ○自治基本条例制定のメリットは、市域の 6 割がニュータウンであることから市政施行時より自治、コミュニティに注目、力を入れて行政運営を進めてきていた。そのため自治基本条例の制定は行政ではこれまでの行政運営の整理ができたかのような形となっている。
 - ○現在の課題は、公募市民委員の選出についてであるが、同じ人物が各種委員会や審議会にも参画していることである。サイレントマジョリティーと言われる現役世代の参画は自治基本条例の制定後も参加は少ない。本来の趣旨が理解されているのか、市民も行政も再度市民参画の意義を踏まえなければいけない。
 - ○自治会の位置付けについては、約60%がニュータウンで、残りの40%は既存地域である。ニュータウンのなかにも自治会があるところもある。また団地、マンション、集合住宅では管理組合もある、既存地域はほぼ自治会が組織されている。現在市では地域委員会の研究をしており、自治会でなく青少協やPTA、管理組合、自治会等が活発な地域に活躍願いたいのが行政の考えであるので、特にどの団体に正当性をということは考えていない。
 - ○地域委員会とは、例えば平成の市町村合併時に、ひとつの市になったときに、もとの町役場や地域に一定の自治権を与え、もとの市に自治が進むように予算を地域に1千万円ずつ分配し、それを原資に自分たちで自治をやってくださいという方法で、地域の課題を住民が考えて、それを行政がサポートするやり方のことで、このことについても研究してきている。
 - ○多摩市民の組織参画率は約50%である。自治は市民や、地域のためにあるもので、より多くの人が関われるという意味では、自治会だけではないというのが市の考え方である。しかし、地域のつながりが希薄であるという前提にいろんな団体の方を取り込んでいきたいというのが市の自治基本条例制定の原点であるため、新しい溝渠も既存の自治会もつながってほしい。

相模原市

1 市の概要

• 市制施行年月日 昭和29年11月20日 (22年政令指定都市)

人 口 7 1 8, 6 9 5 人 (平成24年4月1日現在)

· 世 帯 数 3 0 6 , 7 2 1 世帯

•面積 328.84 km²

2 行財政状况

【平成24年度当初予算】

一般会計 248,300,000千円

特別会計 176,452,200千円

合 計 424,752,200千円

- 3 相模原市公契約条例の取組概要
 - ①目的

全国の地方公共団体等で受注している工事等の入札では境境のといる工事等の入札では環境が動場で受注している工事等の入税働環境がある。労働環境の悪化は雇用不安及は事業を生み、発注して市民の生活にも悪影響を与えるが関連を生み、結果として市民の生活にも悪影響を与えるが関連をといる。このような状況を受け、国のとがのとなってなく、公契約に係る基本方針等をを関するとで、公契約に係る基本方針等をを表さるといるの労働者の労働者にはいてなく、公契約に係る基本方の労働者にはいてなる工事請負契があるにはいてなるがあることがの労働を制定した。

- ②主な取組経緯
 - (1) 平成22年5月 庁内検討委員会設置

平成23年5月 検討部会での調査・研究内容を市長へ報告

平成23年9月 市議会9月定例会総務部会へ条例案の概要説明

平成23年9月 パブリックコメント実施 179人 522件

平成23年11月 市議会12月定例会へ議案提出

平成23年12月 市議会12月定例会で賛成多数で可決

平成24年1月~2月 相模原労働報酬等審議会を開催

平成24年4月 条例施行

平成24年8月~9月 相模原労働報酬等審議会を開催

- (2)使用者団体、労働者へ団体等への説明
 - ・使用者団体 12回 相模原商工会議所部会(役務・建設) 相模原市建設業協会、津久井地区建設業連絡協議会
 - ・労働者団体 12回 労働組合協議会ほか
- 4 条例案についての議会の対応
 - ①賛成討論
 - ・働く人を大切にする社会は誰もが求めるもの。低価格の受注が続き、下請け業者や労働者にしわ寄せされることで、職人が育たない環境になっている。
 - ・公契約の社会的価値を上げる意味で意義深いものである。
 - ・条例が周知徹底されているか労働者からのヒアリングを行うべき。
 - ・工事3億円、委託1千万円の対象額はいずれ引き下げ、対象を広げ、 本条例の趣旨が守られるべきである。
 - ・公契約条例は労働者の賃金の下支えとなる。
 - ②反対討論
 - ・公契約条例で定められる下限額は国の最低賃金を超えるもの。市 民の税金を使って公契約においてのみ下限額を引き上げるのは契約 自由の原則とはいえ、疑問である。
 - ・公契約条例は行政の肥大化につながる。
 - ・労働者の保護は正しいが、賃金に関しては最低賃金に任せるべき。
 - 5 条例制定後の落札率について

それぞれの入札案件については状況が様々であり、入札業者が設計書や積算資料等をもとに、どのように見積もるかによって落札額が決定されることから落札率の比較は難しい状況である。

- 6 入札業者の反応について
 - 平成25年1月に対象業務委託契約の受注者17社の聞き取り結果。
 - ・労働報酬下限額の設定は、労働者に質のよい作業を求める動機と して利用できるため有効である。
 - ・今後、下限額が引き上がれば経営的に厳しい。
 - ・台帳作成に負担感はない。
- 7 市民の反応について
 - ①パブリックコメントの実施結果

- ・ 意見提出者数・意見数 179人・522件
- ・主な意見

公契約条例に賛成である。

対象範囲を拡大してほしい。

労働報酬下限額は公共工事設計労務単価100%にしてほしい。

8 実施にあたっての事務量について

公契約条例に関わるすべての業務が新規業務のため、職員の事務量は増えた。具体的には台帳の確認や受注者等への周知、労働報酬審議会の運営、指定管理者等への指導等、細かい作業がある。また条例の見直しに係る作業等に対応するため平成25年度より職員を1名増員している。

9 条例制定後の効果と問題点について

① 効果

具体的な効果の検証は今後具体的に行うが、一定の労働報酬下限額を保障することで、従事する労働者の労働意欲を高め、本市の事務・事業の向上が期待される。

②問題点 · 課題

- ・本条例は、附則により施行日から3年以内(平成26年度中)に見直すことにしている。対象となる契約の見直しについては、使用者・労働者のみならず、多方面への影響が大きいことから慎重な審議が必要となる。
- ・同一労働同一賃金が崩れることによる事業者・労働者への影響が 懸念される。
- ・業務委託契約の労働報酬下限額は、生活保護法に規定する基準額 を勘案して定めることから、今後労働報酬下限額が下がる可能性 があり、そのあり方が課題となる。
- ③現在のところ違反の事実はない。

10 対象契約の範囲

	平成24年度	平成25年度
工事請負契約 (予定価格3億円以上の 工事)	9 件	3 件
業務委託契約(予定価格1千万円以上 のうち規則で定めるもの)	2 5 件	20件
指定管理者と締結する公の施設の管理 に関する協定の締結	2 施 設	1 1 3 施設

所 感

村井 公平

「多摩市公契約条例について」

多摩市においては、平成 22 年4月に公契約条例の制定を公約とした市長が当選し、制定に向けての検討がなされ、平成 23 年 12 月議会において全会一致で可決制定された。公契約条例対象契約は、工事請負契約においては、予定価格 5 千万円以上、業務委託契約においては予定価格 1 千万円で実施されている。公契約条例の第一の目的である労務賃金については、労務報酬下限額が設定されており、工事の場合は熟練者と熟練者でないものを区分けして下減額を設定し、また業務委託契約においては、生活保護基準を基に公契約審議会の答申を受け現在は 1 時間当り 903 円としており、多摩市の最低賃金は 850 円となっている。

「特に感じた事項」

市長の強いリーダーシップが必要。

労務報酬下限額の設定作業をはじめ事務量が多くなる。

労務報酬下限額が最低賃金より高いためコストが高くなる。

総合評価落札方式により価格と品質を総合的に向上させており、入札の今後のあり方として西脇市も研究する必要があると思った。

多摩市は交付税の不交付団体で財政が豊かなので取組めたと思うが、 今後取組む自治体も多くなってくると思う。

「自治基本条例について」

平成 16 年に制定施行されているが、特に問題は無い。今後は西脇市が考えている、地域協議会に補助金を一括交付し、地域で出来ることは地域で行うよう進めて行きたいとの説明を受けた。西脇市の方向も間違ってはいないと思った。

「相模原市公契約条例について」

相模原市も多摩市と同様に市長の公約により、市長の強いリーダーシップにより公契約条例に取組まれた。内容的には多摩市と似通っているが、公契約条例対象契約は、工事請負契約では、予定価格3億円以上、また業務委託契約では多摩市と同様予定価格1千万円以上となっている。労働報酬下限額も設定されているが、多摩市と異なるのは、労働状況台帳の提出義務付けられている点である。条例が守られているかのチェックが細かいので市も受注者も大変だと思う。

人口 71 万人余りの政令指定都市なので行政運営で理解しにくい点が 多かった。

上田 平八

今回の行政視察は多摩市における「公契約条例について」及び実施後の「自治基本条例」、そして相模原市においての「公契約条例について」をテーマとして研修した。

その中で私は特に多摩市公契約条例の~制定までの歩みと概要~についてを参考にし、これが西脇市の市民、企業(使用者)、雇用者、自治体(市役所)にとってどのような利点、欠点があるのかなどを探ってみたいと思った。

先の両市においては既に条例化しているが、平成24年4月と施行後の年数が浅いので、実際の効能が把握されていないのが実情ではないか。また両市から受けた雰囲気としても条例化したことの自信が感じ取れなかった。

調査事項の各項目についてはより詳しい資料があるので割愛するが、まず、両市ともこの条例制定を市長の選挙公約として当選したことは両市の共通点と言える。がしかし、公契約制度そのものの調査・研究することなく、市長の公約だからということで突き進むというのは如何なものか。なぜなら選択する市民はこの制度そのものの内容が理解されていたとは思えないからである。要するに、この公契約条例の本質は自治体と請負・委託などに交わした契約物件の労働報酬の下限額を決めようとするもので、このこと自体は労働者にとってはメリットな部分であろう。しかしこの対象契約金額に制限がある以上、目に見える利点と言えないのではないか。

また条例違反は起こるものとして考えたとき、罰則は決めないと意味のない条例となるし、また逆に決めると醜い労使紛争の元となる可能性がある。

また理念を掲げるだけでは行政の自己満足だけに終わる気もする し、企業側からみればメリットはない。

まして直接雇用関係にない市民にとってもメリットなしと言える。 結論としては、この「公契約条例制度」そのものの中身を研究し、 制定することの盛り上がりがない限り、西脇市には時期尚早と言える のではないか。

飛田 秀喜

5月15日多摩市、16日相模原市へ訪問した。多摩市は人口15万人、相模原市は人口72万都市、どちらも西脇市とは規模が違うが特定所管事務調査のため、公契約条例の取り組みについて私には大変意義のあるものとなった。

公契約条例は自治体が発注する公共工事や業務請負契約において労働者の最低賃金を定めようとするもので、昨今の長期不況のため、公共工事の受注競争も激しくなりそのしわ寄せが労働者に賃金削除という形になっている。

この契約によって適正な競合、高い値段での落札でなく、適正な価格、ただ安いだけではだめで労働者の賃金や労働条件の悪化を防ぎ労働者の生活の安定を目指す。事業者においては経営の安定と市民の安全確保のため良質のサービスをできるようにするものである。

これは非常に難しいところで昨今の不景気で市民から見れば税収が少なくなっているので安い方がよいのではないか言われるが、良質の仕事をしてもらい、あくまでも適正価格を目指し、行政も市民も業者も、そこで働く従業員もすべてがうまくいくように理解してもらうことが重要である。この公契約条例を進めていくうえで必要なのは、従業員の労務報酬を守るということで、あまりに業者が安い入札額では、契約の中身となる価格の見積もりの方法や最低制限価格の出し方が問題である。

多摩市の場合、平成22年4月現在の阿部市長の選挙公約の一つとして「公契約条例の制定を」掲げ初当選され。市長の強力な力によって2年間で進められてきた。多摩市では全国で4番目の市長の公約を一番に掲げ中心者のやる気で早く進んだようだ。

- ○条例制定後の落札率については大きな変化はなかった。
- ○入札業者の反応は、事務負担等が増える(労務台帳)。
- ○市として最低賃金を決めるものの点検が大変で、実際に賃金が払われているかどうかは労働者からの訴えがないとわからない。今のところ内部告発はないとのこと。今後立ち入り検査など担当職員の増員も必要であるとのこと。

市の予算も増えてくるが、それ以上に市、市民、事業者、地域経済活性化のための意味があることを理解してもらうことを目指しておられた。

西脇市の近隣では加西市や三木市が公契約条例制定を目指していると聞くが、西脇市においてはどうするのか、地場産業不況の中での判断、先日も総務企画常任委員会と地元建設業界との一般会議があったが、今後西脇市の入札制度は奥が深く簡単には決められないと思うが市民、事業所、労働者、行政に地域活性化に好影響になるように取り組みたい。

多摩市の自治基本条例について

○実施後の市民の変化と効果について

市民主体のまちづくりの立場で進められ平成12年11月に「多摩市市民自治基本条例を作る会」が発足。市と役割分担など決めた「パートナーシップ協定」が結ばれ、市職員のプロジェクトチームも加わり、1年半かけて100回を超える会議、延べ1,300人以上の参加で市民案作成、平成14年6月に「つくる会が」市民案を提出。

それから1年かけて条例素案を発表、意見公募、市民説明会を実施 平成15年12月議会へ上程。平成16年3月の議会で一部修正可決されて いる.制定までに多くの市民が関わっておられ、意見、検討が加えら れていた。

○制定後は大きな混乱はなく、今までと違う問題はないと聞く。この地域はニュータウン、団地、マンションが65%、古くからの地域が35%で、条例が市の最高規範となることから市民と職員が自らのものとなるよう取り組みが必要であろう。

市民の定義は「市内の居住する人」「市内で働く人」「市内で学ぶ人」「市内で事業を営む人」「市内で活動する自治会や管理組合、NPO団体や任意団体」となり、加入率は50%。また広報は新聞折り込み、ホームページを利用されている

池田 勝雄

5月15~16日の両日、東京都多摩市と神奈川県相模原市を行政視察 した。テーマは公契約条例と自治基本条例。

二つのテーマは、いずれも西脇市と両市の経済状況や財政規模の違いを考慮にいれなければならないが、幅広くそして深く研究していく必要はあると思った。

公契約条例は、国や自治体が民間の企業や団体に工事を発注し、業務委託する際に、国などが定めた賃金額よりも高い賃金をそこで働く人たちに支払うことを義務付ける条例である。国がILO条約に批准し、国内の法整備をしていくことが重要であると思えるが、我が国では自治体の条例制定の動きがむしろ先行している。この条例は、適正な委託費や賃金・労働条件を保障し、地域経済の活性化につないでいくことが目的であると考える。

閉塞感の漂う現代において、条例を制定することの意味は大きいし、条例自体の啓発効果はだれも否定できないだろう。委員会として、さらに検討すべきは、この条例制定にともなう財政支出と経済効果の関係、職員体制などの運用面、関係団体の協力などではないかと思う。自治体は、そのような検討を重ねながら、市内の経済状況をみて決断していくことだろうと考えている。

この数年、総務企画委員会では建設業協会の陳情にもとづいて、入

札制度の在り方を特定所管事務調査としている。今年度は、公契約条例について特定所管事務調査することとなったが、これが数年来問題 提起されてきたことへの解決につながっていけばと思う。

多摩市では、今年1月にわが市でも制定した自治基本条例について説明を受けた。区長会制度の成熟度に大きな違いがあるが、平成16年3月に条例制定をして取り組みを続けてこられた多摩市の努力に敬意を表したい。制定当時と現在では市民の思いも違ってきていて、その辺の苦労話も聞かせてもらって有意義であった。賛成討論でも言わせてもらったが、制定自体は容易でも、具体的な組織化など実践を積み上げていくのは容易ではないことは、視察先でも強く感じた。

寺北 建樹

公共工事などの入札は、バブルの崩壊以降、景気低迷を背景とした 低価格競争が常態化し、労働賃金の引き下げなど、労働者へのしわ寄 せと不安定な事業者の倒産といった事態が頻発している。

そのような中、昨年5月の野村町公民館での第5回議会報告会において、参加者から「西脇市においても公契約条例を検討して欲しい」 との要望が出された。

また、近隣の加西市や三木市においては、市長が先頭に立って、公 契約条例を作ろうとしている。

このような状況の中での先進地視察は、大変期待を持って参加する ことができた。

公契約条例に基づき労働報酬の下限額が決定される(最低賃金より上)→ 市発注の工事や委託等に携わる労働者の賃金、労働条件の低下を防止する → ①労働者の生活は安定 ②請負事業者は適正な競争による経営の安定 ③市民は安全かつ良質なサービスの享受

しかしながら、(最低賃金を上回る)労働報酬の下限額が決められることにより、予算額を増額しなければならないという問題が発生する。ここが賛否の分かれるところか?

多摩市での1年間の取組を受けての事業者へのアンケートでは、① 内容は理解している…100% ②雇用にプラス…80% ③工事内容が 良くなった(質の向上)…50% ④地域にとって効果的…60%という 回答が寄せられている。

また、相模原市での対象業務委託契約に従事する労働者アンケート (116人) では、①条例の対象業務であることを知っている…87%

②労働意欲の向上につながった…68% ③仕事の質の向上につながった…61% ④条例は必要だ…79%という回答が寄せられている。

相模原市での条例制定時の議会では、

※必要最小限の経費による小さな行政府が理想の姿だが、公契約条例は行政の肥大化につながる。

※労働者の保護は正しいが、賃金に関しては、最低賃金法に任せるべき。

といった内容の反対意見(49名中2~3名)があったが、圧倒的多数の賛成で可決された、とのこと。

多摩市においても相模原市においても、公契約条例の運用はまだ1年であり、まだまだ成果と課題を論じることはできないが、西脇市においても前向きに取り組むべき課題である、と確信した。

山上 武司

①「多摩市公契約条例」について

平成22年4月、多摩市長選挙で公契約条例の制定を選挙公約として 掲げた阿部市長が初当選したことを契機として、22年10月、庁内に副 市長、関係部課長からなる「公契約調査検討委員会」を設置した。委 員会では、過去3年間5千万円以上の工事業者と1千万円以上の委託 実績のある市内123事業者を対象に、①公契約条例制定について、② 賃金・給与の実態についてのアンケート調査を行なった。調査結果は 、①公契約条例の制定については賛成46%、反対13%、わからない39% で、②賃金、給与の実態については、設計労務単価の90%未満23%と の回答であった。公契約制度に関する「審査委員会」は、弁護士1名 、 労 働 者 代 表 2名 、 事 業 者 代 表 2名 、 プ ラ ス 庁 内 関 係 部 課 長 で 構 成 し て いる。公契約条例は、市が発注する公共工事、委託などに従事する労 働者の賃金や労働条件の確保を契約事項に加え、労働者の生活の安定 を図り、公共工事、公共サービスの質の向上と地域経済、地域社会を 活性化することが目的であるが、事業者にとっても公正な競争機会の 確保が図れる効果がある、との説明であった。条例は「全会一致」で 可決されたが、労務台帳の事務負担、また高齢者、障害者を対象外と したことによる賃金の不整合など、課題も多くある。しかし今、多摩 市は、事業者、市職員が公契約制度を理解し、「小さく生んで大きく 育てる。」このツールを活用して如何に、より良い地域社会を実現し ていくか―。 先駆的取り組みの苦労と自信が伝わってくる担当課長の 言葉、説明であった。北播地域自治体においても加西市、三木市が検 討委員会を立ち上げたと聞く。公契約条例は、より広範広域的に進め ることが望ましい。西脇市としても研究すべき時が来ていると思う。

②「多摩市自治基本条例」について

自治基本条例は、平成22年3月に制定された。条例案検討は、遡る

こと13年前の平成12年に市民ワークショップメンバーの編制と併せて 市職員プロジェクトチームを立ち上げた。以来、37回の運営委員会、 27回のワークショップ報告会、市民フォーラム等を開催し、平成22年 3月、多摩市自治基本条例が「全会一致」で可決、制定された。西脇 市議会で論点となった、(定義)・第3条は、「市民 市内に居住する者 、及び学ぶ者、並びに市内で事業を営むもの、又は活動する団体等を いう。」と、西脇市と、ほぼ同じ文言である。旧自治基本条例制定か ら10年を経過する多摩市は新興市であり、地区自治会加入者は戸数の 50%程度とのこと。またニュータウンの住民が60%を占めており、市 民意識は都会型で低い。多摩市は、西脇市のように地区区長会単位で のまちづくりではなく、サイレントマジョリティー=もの言わぬ多数 派を意識し、NPO、PTA、青少協、自治会等を主体にした自治、 まちづくり事業を進めている。西脇市は地区自治会単位のまちづくり であるが、市の立ち位置によって、自治のあり方、まちづくりは大き く異なると感じた。ちなみに、多摩市は、市制が施行された昭和46年 以降、市の南部地域を中心に多摩ニュータウンが形成され、全国から 集まった多くの人々が様々な価値観を共有しながら生活する。面積は 21K㎡、西脇市の 5 分の 1 であるが、都心への通勤者の居住地として 人口は14万人を超えている。市民所得は東京都下でも上位に位置し、 西脇市とは雲泥の差である。市税収入は一般会計の54%を占めている (西脇市は26%)。地方交付税は、一度も受けていない潤沢な自治体。 個人消費も全国1位とのこと。街全体が緑に植林され、住環境も、財 政も全国トップの豊かなまちとして発展している。

③「相模原市公契約条例について」

相模原市は、平成22年5月、「暮らし先進都市」の実現に向けて調査・研究プロジェクトチームを設置した。PT検討部会で調査、ツクトチームを設置した。PT検討部会で調査、ツクコメントを経て平成23年12月、市議会定例会へ議案が提出される。議会における賛成討論は、働く人を大切にする社会は誰もが求めるもの、低価格受注が続き、下請業者や労働者へのしわ寄せでは、職人が育たない。工事3億円、委託1千万円の額は、引き下げるべきをでで、対討論では労働者の保護はわかるが、国の費否討論を経て、結業者の以よいのものは、がの事が、は当時でよいの事が、対象に聞き取り調査を行なったが、労働報酬下限額の設定は、労働をは、対象に聞き取り調査を行なったが、労働報酬できるため有効であるに質の良い作業を求める動機として利用できるため有効であるに質の良い作業を求める動機として利用できるため有効であるに質の良い作業を求める動機として利用できるため有効であるに質の良い作業を求める動機として利用できるため有効であるに受け、台帳作成に負担感はない等、事業者にとっても制度を肯定的について

の検証は、今後のこととなるが、一定の労働報酬下限額を保障することで労働意欲も高まり、仕事の量質の向上が図られるとの事業者の声が多いとのこと。公契約条例を制定している自治体は、いずれも市長の政治的課題としての市政方針による条例化が図られている。最近は関東・首都圏のみならず全国的にも条例化への取り組みが進んできている。とりわけ、兵庫県下、北播地域自治体での、市長の取り組み方針が具体化してきている。西脇市も研究、検討する時期を迎えているように思う。